

山梨県公報

第二千四百二十号

平成二十六年

六月二日

月 曜 日

目次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件).....	三二五
○道路の供用開始(三件).....	三二五
○収納代理金融機関の指定の一部改正.....	三二六
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	三二六
○山梨県登録販売者試験の実施.....	三二七
○平成二十六年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度.....	三二八
○土地改良区役員の退任及び就任.....	三二九
○公安委員会.....	三三〇
○一般競争入札について.....	三三〇

告 示

山梨県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西八代郡市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西八代郡市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年六月二十三日

まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	朝日小沢猿橋線	大月市猿橋町小沢字下田中三〇 二番地先から 大月市猿橋町小沢字下田中三〇 三番の一地先まで	二二一・〇	平成二十六年六月二日

山梨県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市秋山字小和田海戸五五 一五番の一地先から 上野原市秋山字小和田海戸五五 二八番の二地先まで	一八・七	平成二十六年六月二日

山梨県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月二日

平成二十六年六月二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	都留市朝日曾雌字日向開戸五三五番の八地先から 都留市朝日曾雌字日向開戸五四 三番の一地先まで	四〇・一	平成二十六年六月二日

山梨県告示第百八十二号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月十四日から適用し、収納代理金融機関の指定（昭和五十一年山梨県告示第四百二十一号）は、同月十三日限り廃止する。
平成二十六年六月二日

山梨県知事 横内正明

表を次のように改める。

名称	所在地	取扱事務の範囲	指定年月日	摘要
西八代郡農業協同組合	西八代郡市川三郷町市川大門千八百一番地	歳入金、戻入金及び雑部金（保証金を除く。）	昭和四十九年十月一日	
北富士農業協同組合	南都留郡富士河口湖町船津三千三百三十三番地	同	同	
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目四番一号	同	同	取扱店舗は、甲府支店に限る。

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十六年六月二日

山梨県知事 横内正明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
村上 舜司	いさわスマイル 歯科	山梨県笛吹市石和町 今井字参宮地二十四 番地十二	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	平成二十六 年四月一日
ウエルシア関 東株式会社	ウエルシア薬 局大里店	山梨県甲府市大里町 千八百三十四番地	介護予防居宅療 養管理指導 居 宅療養管理指導	同
有 限 会 社 ダ イ ナ	みさき薬局里 吉	山梨県甲府市里吉二 丁目六番二十七号	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	同
株 式 会 社 だ い わ	大和薬局万力 店	山梨県山梨市万力七 十番地一	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	同
医 療 法 人 薬 々 堂	デイサービス 楽天堂	山梨県富士吉田市上 吉田二丁目五番一 号 富士急ターミナルビ ル五階	介護予防通所介 護 通所介護	同
白 壁 秀 規	ヒデキ歯科ク リニック	山梨県南都留郡富士 河口湖町船津千五百	介護予防居宅療 養管理指導（み	平成二十六 年四月二十

一番地四	なし） 介護予 二日 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーショ ン（みなし） 訪問リハビリテ ーション（みな し） 訪問看護 （みなし）
------	--

● 山梨県登録販売者試験の実施

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三十三号）による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の四第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年六月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日
平成二十六年九月十二日（金）
- 二 試験場所
甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス
- 三 試験項目
 - 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 2 人体の働きと医薬品
 - 3 主な医薬品とその作用
 - 4 薬事に関する法規と制度
 - 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。この場合において、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第九号）附則第二条第一条に規定する旧法実務従事期間及び同条第二条に規定する経過措置実務従事期間は、4又は5に規定する実務に従事する期間に通算することができる。

- 1 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
 - 2 平成十八年三月三十一日以前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
 - 3 平成十八年四月一日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者
 - 4 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
 - 5 四年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
 - 6 1から5までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めたる者
- 五 受験手続
- 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 受験資格を有することを証明する書類
 - (三) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）
 - 2 受験手数料

一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。
- 六 受験願書の受付期間及び提出先
- 1 受付期間

平成二十六年六月二十三日（月）から同年七月四日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先

県内に在住する受験者にあつては、各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十六年十月十七日（金）午前十時に山梨県防災新館東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付

合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二三三―一四九二）に問い合わせること。

● 平成二十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十六年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五八八・七六ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七一・一六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一一三・一二ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇二・八六ヘクタール

笛吹川干害防備保安林
 〇・七二ヘクタール
 一、七二二・一三ヘクタール
 一五〇・二五ヘクタール
 七・一二ヘクタール
 一・五六ヘクタール
 一、〇五八・四三ヘクタール
 五六三・五一ヘクタール
 六九四・四三ヘクタール
 一六・〇六ヘクタール
 一、一二五・四五ヘクタール
 一六二・五三ヘクタール
 一二三・八〇ヘクタール
 一七〇・二〇ヘクタール

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小曲
 土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十六年六月二日

一 退任
 山梨県知事 横内 正 明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	鈴木董一郎	甲府市小曲町一二七六	平成二十六年三月三十一日
同	藤田 求武	同 小曲町一二七三	同
同	桑原 好彦	同 小曲町一二八九	同
同	菊島 建	同 西下条町七八八	同
同	荒井 濱雄	同 上曾根町二四二四	同
同	清水 正	同 小曲町三五六一	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	窪田 包久	同 小曲町六四	同
同	鈴木 明彦	同 小曲町一二九四	同
同	石原 慶一	同 小曲町一二五七	同
同	清水 実	同 下今井町七五七	同
同	市村太麻雄	同 上今井町二四一〇一	同
同	石原 達男	同 小曲町三五二一二	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	飯野 健彦	甲府市小曲町一二六八	平成二十六年四月一日
同	藤田 求武	同 小曲町一二七三	同
同	荒井 濱雄	同 上曾根町二四二四	同
同	清水 正	同 小曲町三五六一	同
同	窪田 包久	同 小曲町六四	同
同	鈴木 明彦	同 小曲町一二九四	同
同	石原 慶一	同 小曲町一二五七	同
同	三神 源二	同 西下条町七五三	同
同	鈴木 正仁	同 小曲町一二八五一	同
同	市村太麻雄	同 上今井町二四一〇一	同
同	石原 達男	同 小曲町三五二一二	同

公安委員会

同 竹之内一徳 同 下今井町七七四 同

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年六月二日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 自動暗号化ソフトウェア

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十六年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十六年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十六年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた

者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者がいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十六年七月三日（木）まで（山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」

という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県警察本部警務部情報管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年六月二十三日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月十五日(火) 午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館六階情報管理課

4 郵便又は信書便による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇―八五八六山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県警察本部警務部情報管理課宛に平成二十六年七月十四日(月)午後四時までに到着するように送付すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。
(三) この入札に係る契約期間において、平成二十七年十月一日以後の消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。
(四) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課(電話〇五五―二二―〇一―〇)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamashiro Prefectural Police Information Network, 1 Set

2 Date and time for tender

11:00AM July 15, 2014

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamashiro Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamashiro-ken 400-8586 Japan
TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番